

第二敬和苑デイサービスセンター 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人やまと医正会が運営する第二敬和苑通所介護事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の「看護職員」、介護職員、機能訓練指導員（以下、「通所介護従業者」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な「指定通所介護事業」「第一号通所介護事業（介護予防通所介護事業相当）」を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の通所介護従業者は、要介護状態等の心身の状況を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
- 2 事業の運営にあたっては、関係市町村保険者、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、地域の保険・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 第二敬和苑デイサービスセンター
- (2) 所在地 福岡県柳川市大和町塩塚1378番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名(生活相談員と兼務)
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 生活相談員2名以上（内1名は管理者と兼務、他は介護職と兼務）
生活相談員は、事業所に対する指定通所介護、第一号通所介護（介護予防通所介護相当）の利用の申し込みにかかる調整、他の通所介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行い又、他の従事者と協力して通所介護計画の作成を行うと共に通所介護および第一号通所介護（介護予防通所介護相当）の提供にも当

る。

- (3) 看護職員 2 名以上 (内 1 名は、常勤兼務 1 名 (機能訓練指導員と兼務))
看護職員は、看護業務及びその他の指定通所介護、第一号通所介護 (介護予防通所介護相当) の提供に当る。
- (4) 介護職員 8 名以上
介護職員は、通所介護計画に基づいた指定通所介護、第一号通所介護 (介護予防通所介護相当) の提供に当る。
- (5) 機能訓練指導員 1 名以上 (内 1 名は、常勤兼務 1 名 (看護職員と兼務))
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間等)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 通常日曜日から土曜日までとする。(1 月 1 日を除く)
- (2) 営業時間 通常午前 8 時 20 分から午後 5 時 00 分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前 9 時 30 分から午後 4 時 00 分までとする。

(指定通所介護・第一号通所介護 (介護予防通所介護相当) の利用定員)

第 6 条 指定通所介護の利用定員は、45 人とする。

(指定通所介護・第一号通所介護 (介護予防通所介護相当) の内容)

第 7 条 指定通所介護の内容は、指定居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター又は利用者本人等の作成した居宅サービス計画に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、居宅サービス計画が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち事業所と利用者等との相談 (確認) によって選定し、サービスを行うものとする。

- (1) 身体の介護に関すること
日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。
 - ① 排泄の介助
 - ② 移乗・移動の介助
 - ③ その他必要な身体の介助
- (2) 入浴に関すること
家庭において入浴する事が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
 - ① 衣服着脱の介助
 - ② 身体の洗身、洗髪、清拭

- ③ その他必要な入浴の介助
- (3) 食事に関すること
 - 給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。
 - ① 準備、後始末の介助
 - ② 食事摂取の介助
 - ③ その他必要な食事の介助
- (4) 日常生活活動に関すること
 - 利用者の生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助（支援）や家庭での日常生活に必要な基礎的サービス（訓練）及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。
 - ① レクリエーション
 - ② グループワーク
 - ③ 行事的活動
 - ④ 体操
 - ⑤ 機能訓練
 - ⑥ 休養（養護）
- (5) 送迎に関すること
 - ① 移乗、移動動作の介助
 - ② ワゴン車等での送迎介助
- (6) 健康管理に関すること
 - 通所介護・第一号通所介護サービスを利用している時間帯において必要な健康チェック等を行う。
- (7) 相談、助言に関すること
 - 利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。
 - ① 日常生活動作訓練の相談、助言
 - ② 日常生活自助具の利用方法の相談、助言
 - ③ 住宅改良に関する相談、助言
 - ④ その他必要な相談、助言
- (8) 個別機能訓練（通所介護）及び運動機能向上（第一号通所介護）
 - 機能訓練指導員が個別機能訓練計画書を作成し、それに基づき日常生活を営むのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(指定通所介護・第一号通所介護(介護予防通所介護相当)の利用料等及び支払の方法)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、法定代理受領のサービスの場合は所得に応じ利用料の1割又は2割又は3割を本人負担額とする。

2 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- ① 食 費 555円(おやつ代を含む)
- ② おむつ・尿とりパット代 実 費
- ③ 理美容代 1,100円(その他の要望は要相談)
- ④ その他、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当っては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、柳川市、大川市、みやま市、大牟田市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は指定通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- ① サービスの利用に当っては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- ② 機能訓練室での訓練機器の使用の際においては従業者の指示により行うこと。
- ③ その他、サービスの利用に当って身体の安全に留意し、従業者の指示、助言の必要な場合はそれに従うこと。

(緊急時における対応方法)

第11条 指定通所介護に当る従業者は、指定通所介護の提供実施中に、利用者の病状等の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族及び主治医に連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害対策(火災、台風等)に備えて月1回の防災訓練を実施する。又年2回は消防署との避難訓練を行い災害についての専門知識や避難方

法を獲得する。又緊急連絡網の作成により災害時の対応に努めるとともに地域の消防団の協力を依頼する。

(その他運営にあたっての重要事項)

第13条 事業実施にあたっては、社会的使命を充分認識し、従業者の資質向上を図るため研究、研修の機会を設け、適切なサービスが行えるよう従業者の勤務体制を整える。

2 従業者は、その業務上知り得た秘密を漏洩しない。又事業所との雇用関係が終了した場合においても、これら秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

3 管理者は、提供したサービスについて利用者から苦情があったときは、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講じることとする。

4 この規程に定める事項のほか、この事業所の運営に関わる事項は社会福祉法人やまと医正会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止の措置)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための規定の整備。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを柳川市、又は、利用者の保険者に通報するものとする。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年5月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。